



令和2年度 第1回
古河市子ども・子育て会議

令和2年11月

1. 5月開催予定であった会議の内容について

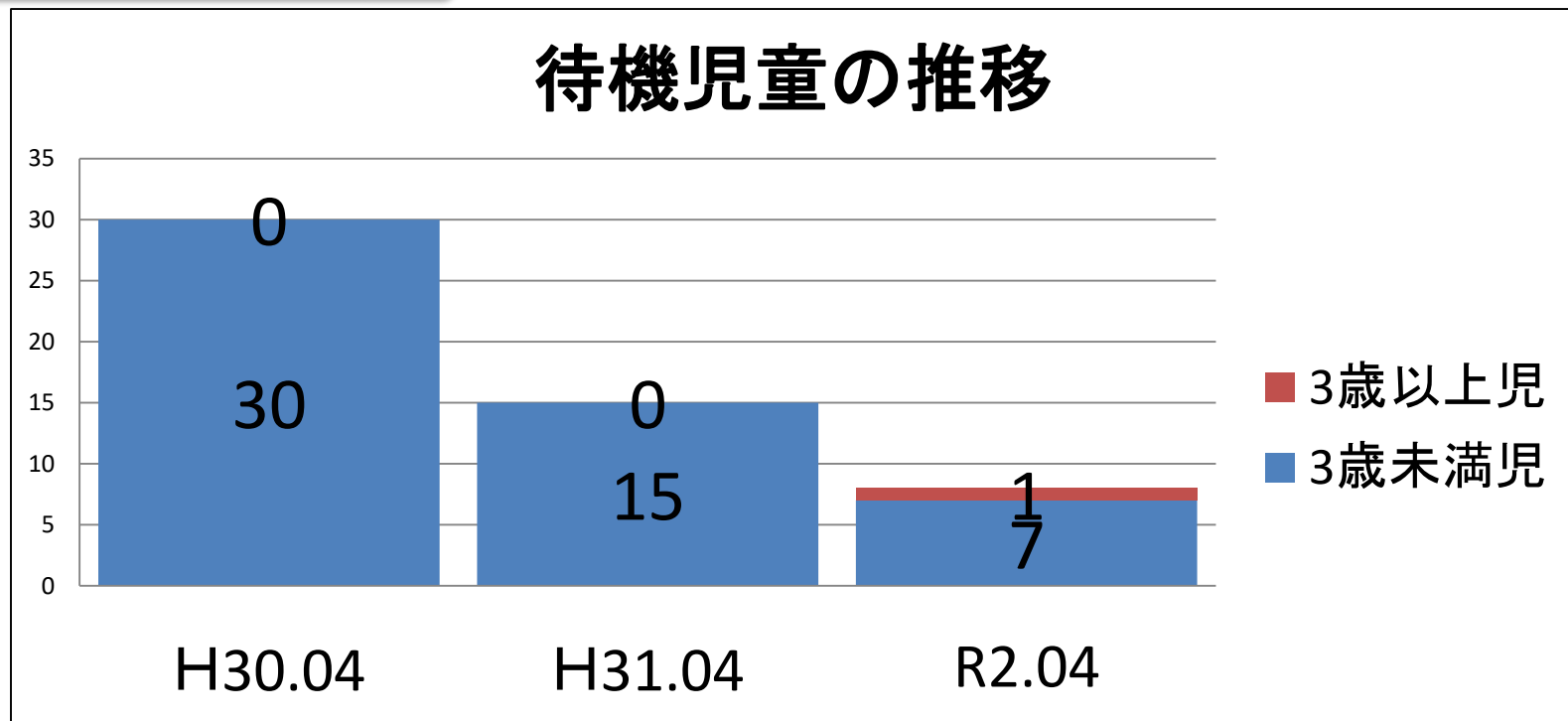
令和2年5月に開催予定であった、市子ども・子育て会議は新型コロナウイルスの感染症の状況を鑑み、開催延期とさせていただきます。

開催延期に伴い、市子ども・子育て会議としては開催をしませんでしたが、説明資料を送付し、ご意見については、意見書にてご提出いただく手法としました。

ご協力いただき、ありがとうございました。今回は、資料概要の説明と意見書の回答をさせていただきます。

① 令和2年4月1日の待機児童数(速報値)について

説明資料内の概要



1. 5月開催予定であった会議の内容について

意見とその回答

主な意見・・・「着実に待機児童数が減ってきているが、今後も利用希望者数の増加も想定される。引き続き、待機児童解消に努められたい。」

他の意見・・・「3歳以上児の1名が障がい等の理由により受け入れ可能な施設が無かったとの記載があるが、この様な問題の解決に努めていただきたいと思います。」
「一時預かりが出来る場所が今以上に必要ではないか。」
「気軽に利用できて、育児相談もできる施設があると良い。」

<回答>

昨年度、ご審議いただいた『第2期子ども・子育て支援事業計画』に基づき、計画的な施設整備を進めつつ、保育ニーズを注視しながら、早期の待機児童解消に努めてまいります。

また、障がい等の理由により受け入れ可能な施設が無い状況とならないよう、保育施設等で受け入れができる環境構築に向け、新たな施策を講じるなどの検討を進めています。

一時預かり事業については、利用ニーズを見ながら必要に応じて設置を進めます。

保育所等に入所していない方でも、気軽に利用でき育児相談もできる施設として、“地域子育て支援センター”がごございます。地域の子育て拠点施設として育児相談だけでなく、育児講座や親同士の交流を進めています。

1. 5月開催予定であった会議の内容について

② 公立保育所運営ビジョンについて

説明資料内の概要

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
データ 集計 分析	市長 協議 方針 確定	庁議 報告	子ども 会議				新年度 一斉受付	新年度4月1日入所 利用調整			
		保護者 説明会	全協 報告		閉所施設 前倒受付						
		8月転園受付			毎月、転園利用調整において優先転園点数を付与。						

関戸保育所の方針確定1年間延期に伴い、閉所予定時期も延期

意見とその回答

主な意見・・・「保護者説明会が開催できないこと等を考えると延期はやむを得ないと考える。」

他の意見・・・「施設の老朽化や市の運営費の負担軽減を考えると延長は残念に思う。」

「公立保育所の閉所について誤解されている方も多いようなので、子ども・子育て会議の存在をもっと知って欲しい。」

「所得に応じた保育料金設定である公立保育所が無くなる人々のために代替えを検討すべき。」

「何人が利用しているのか、延期により在園児の受入れが困難にならないか。」

1. 5月開催予定であった会議の内容について

<回答>

全国的にファシリティマネジメントが推進されているところではありますが、古河市においては、公立保育所が具体的な個別計画を策定し実行している数少ない例となります。

よって、様々な意見があると思いますが、保護者説明会では、漫画版の資料を使い説明するなどの工夫をして、理解を求めているところです。

また、「所得に応じた保育料の公立保育所」との意見がありましたが、「民間保育施設であっても認可施設は同一の保育料」となっています。

現在の利用児童数については、下記のとおりです。

なお、来年度も同様の人数構成であった場合、0歳から3歳までの24名の転園が必要となります。

特に、3歳未満児の転園については、新たな小規模保育施設等の設置を進めていることから、直接的又は間接的な受け皿の確保に繋がるものと考えています。

さらに、今年度の方針確定を行っていた場合、第5保育所の転園と関戸保育所の転園が重複する年度となる予定でしたが、1年延期となったことにより、転園の重複が解消しています。

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
人数	1名	7名	10名	6名	10名	11名	45名

1. 5月開催予定であった会議の内容について

③ 小規模保育事業実施予定者の募集について

説明資料内の概要

募集地域	種別	定員	受入れ年齢	募集施設数	開設時期
【別途】	小規模保育施設A型	19人	0歳児(生後2ヵ月)から2歳児	1施設	原則、令和4年4月1日まで

- ・公募制を実施している他団体の募集内容から、本市においても必要だと考える条件を記載。
- ・募集地域は、古河市立地適正化計画における居住誘導区域(浸水想定区域除く)のうち“最優先募集区域”としたエリアにおいて募集をする。

意見とその回答

主な意見・・・「募集区域、応募要件、選定方法とも概ね妥当だと考える。」

他の意見・・・「水災に対し安心できる立地に募集するべきである。」

「既存施設の定員の増減意向を確認したうえで、募集してもよいのではないか。」

「質の確保のために実績審査を十分にしたい。」

「最低基準を設けて、それ以下の場合は選定者無しにすることは妥当。」

「確実に事業が期日に開始できる事業者を選定すべき。」

「保育士の確保(年齢・経験等)は十分に考慮すべき。」

「子ども・子育て会議の意見を聞いてから選定して欲しい。」

1. 5月開催予定であった会議の内容について

<回答>

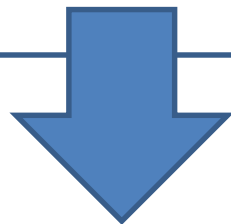
概ね妥当という意見が多かったことから、当初の予定どおり、6月に募集開始、9月に受付終了となっています。

また、既存施設の定員増減意向を確認したうえで募集をすべきではとの意見について、保育施設の整備については、子ども・子育て支援法に基づき、人口推計や保育ニーズから量の見込みを算定し、その確保方策の記載した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し進めているところです。

計画期間は5カ年となっておりますので、既存施設の意向を確認後に策定し、定員増減を5年間固定することも想定できますが、毎年度、保育士の確保状況や経営方針の転換などで増減が出ており、5年間の定員を固定することは困難であると考えています。

今後も、既存施設の定員の増減幅を見込みつつ、柔軟に計画を見直しながら、施設整備を進めてまいります。

選定に係る評価項目及び評価の状況については、次の議題で説明をさせていただきます。



議題2 小規模保育事業実施予定者募集 (令和4年度開設分)について

2. 小規模保育事業実施予定者募集(令和4年度開設分)について

認可までの流れ

平成30年度まで

令和元年度

事業者

市

会議

①認可申請

②認可審査 ▶ ④認可

③報告・意見

①協議書提出

⑤意見対応

⑥認可申請

②受付 ④意見書作成

③報告・意見

⑦認可審査 ▶ ⑨認可

⑧報告・意見

令和2年度から

《変更》

事業者

市

会議

《追加》

①公募内容案 ▶ ③公募

②報告・意見

④応募・書類提出

⑧選定後協議

⑨認可申請

⑤受付・審査 ▶ ⑦予定者選定

現在

⑥報告・意見

⑩認可審査 ▶ ⑫認可

⑪報告・意見

昨年度と同様に、認可申請前であることなどから、令和4年度開設分の**法人名や設置場所は非公表とし、周辺市民や利用希望者等に混乱を招かないように注意**する必要があります。
 ついては、法人名・設置場所や意見をされた委員名などの一部を議事録上は非公表とさせていただきます。

2. 小規模保育事業実施予定者募集(令和4年度開設分)について ^{P8}

エントリー事業者の概要

応募者名等	応募者A 株式会社(設立予定)		応募書類提出なし
主な事業内容	※寄付行為や定款なし		
運営中保育施設	なし		
整備予定に関する事項	整備予定地	未定	
	所有の別	土地、建物とも賃貸借	
	補助金意向	市補助金活用を希望する	

応募者名等	応募者B 株式会社		
主な事業内容	・学童保育施設の経営及び運営 ・認可保育施設、認可外保育施設、事業所内保育施設の経営及び運営 ・労働派遣事業		
運営中保育施設	認可保育施設等 17施設 小規模保育事業 3施設		
整備予定に関する事項	整備予定地	募集エリア内	
	所有の別	土地、建物とも賃貸借	
	補助金意向	市補助金活用を希望する	

2. 小規模保育事業実施予定者募集(令和4年度開設分)について ^{P9}

事業の概要(非公開)

開設時期	種別	定員	受入れ年齢	職員	設置場所
原則、令和4年 4月1日まで	小規模保育 施設A型	19人	0歳児(生後2ヵ月)から 2歳児	11名配置	下記参照
【その他特記事項】 「食育の窓設置」「配慮が必要な児童の受入れ」「事務員配置」「体罰防止宣誓書」「園内外研修実施」「子育て相談」など					

設置予定位置図

※認可申請前の施設情報となるため、非公表となります。

2. 小規模保育事業実施予定者募集(令和4年度開設分)について^{P10}

審査の状況

募集要項に記載のあるよう、市子ども福祉課において、書類選考及びヒアリング等(必要に応じて現地調査)を実施し、市子ども・子育て会議の意見を受けた後に事業者を選定するとしています。また、保育の質の確保の観点から、最終得点が70点以下の場合は、選定者無しとします。

1次審査(書類審査)と2次審査(ヒアリング審査)に加え、現地調査を行いましたので、状況の報告をいたします。なお、「選定に係る評価項目」に基づく評価結果(案)は次のとおりです。

現地調査時写真

※認可申請前の施設情報となるため、非公表となります。

2. 小規模保育事業実施予定者募集(令和4年度開設分)について^{P11}

番号	項目及び審査内容	配点	得点
1	応募理由に関する事項	【10点】	【10点】
	① 応募動機、運営理念等について	5点	5点
	② 保育事業への理解と熱意について	5点	5点
2	法人の内容に関する事項	【8点】	【7点】
	① 法人及び代表者について	3点	3点
	② 運営実績について	5点	4点
3	保育の内容等に関する事項	【36点】	【28点】
	① 職員配置及び施設長(予定者)について	5点	2点
	② 保育の内容について	15点	13点
	③ 安心・安全について	10点	8点
	④ 職員の人材確保・育成について	3点	2点
	⑤ 地域活動事業やその他の事業について	3点	3点
4	土地に関する事項	【16点】	【8点】
	① 事業着手の確実性について	5点	3点
	② 土地・建物の確保について	3点	1点
	③ 建設予定地の立地・環境について	5点	4点
	④ 近隣住民等への応募の事前説明について	3点	0点

2. 小規模保育事業実施予定者募集(令和4年度開設分)について^{P12}

番号	項目及び審査内容	配点	得点
5	施設・設備に関する事項	【17点】	【15点】
	① 保育室等の面積について	3点	2点
	② 保育室等の形態・環境について	5点	4点
	③ 園庭及び駐車場について	3点	3点
	④ 配置することが望ましい設備や職員等の確保について	3点	3点
	⑤ その他特記事項について	3点	3点
6	資金計画等に関する事項	【8点】	【7点】
	① 資金調達について	3点	3点
	② 事業費の適切な計上について	5点	4点
7	上記以外で評価すべき提案等について	【5点】	【3点】
合計		100点	78点

市子ども・子育て会議の意見を受けた後に、当該事業者選定の手続きを行います。

その後、実際の設置に向け補助金や認可手続き準備を行います。

3. 子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備の状況について P13

施設類型	小規模保育施設
施設名	ひだまり保育園
設置者	学校法人北島学園((株)Nuefから変更)
住所	古河市大山1599番地10
利用定員	19人

施設整備の状況

- ・既存子育て支援センターの改修を2月に行い、小規模保育施設とする。
- ・施設整備の内容は、保育面積を確保するための内装工事・園庭の設置などであり、新築と比較して工期も短期となる。
- ・改築は概ね10日間で可能。

認可申請予定の状況

- ・認可申請の初版を11月末に提出予定。
- ・職員についても、概ね確保済み。
- ・給食は連携施設からの外部搬入を予定。

備 考

- ・令和2年9月に設置者変更に関する報告書類の提出有り。
- ・当該法人は古河白梅幼稚園を運営。



3. 子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備の状況について P14

施設類型	小規模保育施設
施設名	にじいろ保育園
設置者	学校法人山本学園
住所	東部土地区画整理事業147街区18号
利用定員	18人
施設整備の状況	
・建設工事着工済。 ・10月より木工事や屋根外壁工事を実施。 ・1月には概ね建物は完成予定。 ・その後、外構工事を予定。 ・工期は2月末まで。	
認可申請予定の状況	
・認可申請の初版を11月末に提出予定。 ・職員についても、概ね確保済み。 ・当初、給食は連携施設からの外部搬入を予定。	
備 考	
・当該法人は総和第一幼稚園を運営。	



3. 子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備の状況について P15

施設類型	小規模保育施設
施設名	はなのわ わのん保育園
設置者	株式会社 OHG
住所	古河市駒羽根561-1
利用定員	19人
施設整備の状況	
・建設工事着工済。 ・9月より木工事、10月から屋根外壁工事を実施。 ・1月には概ね建物は完成予定。 ・その後、家具工事を予定。 ・工期は2月末まで。	
認可申請予定の状況	
・認可申請の初版を11月に提出予定 ・職員については、目途が経っているとのこと。	
備 考	
特になし	



令和3年度
開所予定

3. 子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備の状況について P16

施設類型	事業所内保育施設
施設名	ひばり保育園
設置者	社会福祉法人 芳香会
住所	古河市上大野698
利用定員	9人(地域枠4人)
施設整備の状況	
・現地確認を行い、特段の施設整備の必要性なし。	
認可申請予定の状況	
・認可申請の初版は既に受領済み。 ・職員については、確保済み。 ・給食については、敷地内施設からの外部搬入。	
備考	
・認可外事業所内保育施設からの移行。 ・当該法人は牛ヶ谷保育園を運営。 ・一時預かり、休日保育も実施予定。	



3. 子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備の状況について P17

施設類型	家庭的保育施設
施設名	家庭的保育室 ままのて
設置者	永塚 裕一
住所	古河市駒羽根662-2
利用定員	5人
施設整備の状況	
・建設工事着工済。 ・10月から木工事を実施。 ・12月には概ね建物は完成予定。 ・その後、外構工事を予定。 ・開発に関する手続きを行う。	
認可申請予定の状況	
・認可申請の初版を年内に提出予定 ・職員については、目途が経っているとのこと。	
備 考	
特になし	



令和3年度
開所予定

3. 子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備の状況について^{P18}

第2期子ども・子育て支援事業計画において、令和4年度は「小規模保育事業の新設」と「私立幼稚園1園の幼保連携型認定こども園への移行」を行うとしています。

移行に係る計画数

現幼稚園	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号定員	—	—	—	90人			90人



移行	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号定員	—	—	—	80人減			80人減
2号定員	—	—	—	20人増	20人増	20人増	60人増
3号定員	3人増	6人増	12人増	—	—	—	21人増



新認可	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号定員	—	—	—	10人			10人
2号定員	—	—	—	20人	20人	20人	60人
3号定員	3人	6人	12人	—	—	—	21人

今回の移行により、保育の受け皿は81人増えるの見込んでいました。しかし、系列法人の合併を行い保育園も統合したいと事業者から方針の変更要望がありました。

3. 子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備の状況について^{P19}

方針変更後の実数

現幼稚園	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号定員	—	—	—	90人			90人
現保育園	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
2号定員	—	—	—	15人	15人	15人	45人
3号定員	8人	12人	15人	—	—	—	35人



移行	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号定員	—	—	—	45人減			45人減
2号定員	—	—	—	15人増	15人増	15人増	45人増
3号定員	2人増	3人増	5人増	—	—	—	10人増



新認こ	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号定員	—	—	—	45人			45人
2号定員	—	—	—	30人	30人	30人	90人
3号定員	10人	15人	20人	—	—	—	45人

3. 子ども・子育て支援事業計画に基づく施設整備の状況について^{P20}

計画数と実数の差

計画数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号定員	—	—	—	80人減			80人減
2号定員	—	—	—	20人増	20人増	20人増	60人増
3号定員	3人増	6人増	12人増	—	—	—	21人増



実数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号定員	—	—	—	45人減			45人減
2号定員	—	—	—	15人増	15人増	15人増	45人増
3号定員	2人増	3人増	5人増	—	—	—	10人増



差	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号定員	—	—	—	不足なし			—
2号定員	—	—	—	5不足	5不足	5不足	15不足
3号定員	1不足	3不足	7不足	—	—	—	11不足

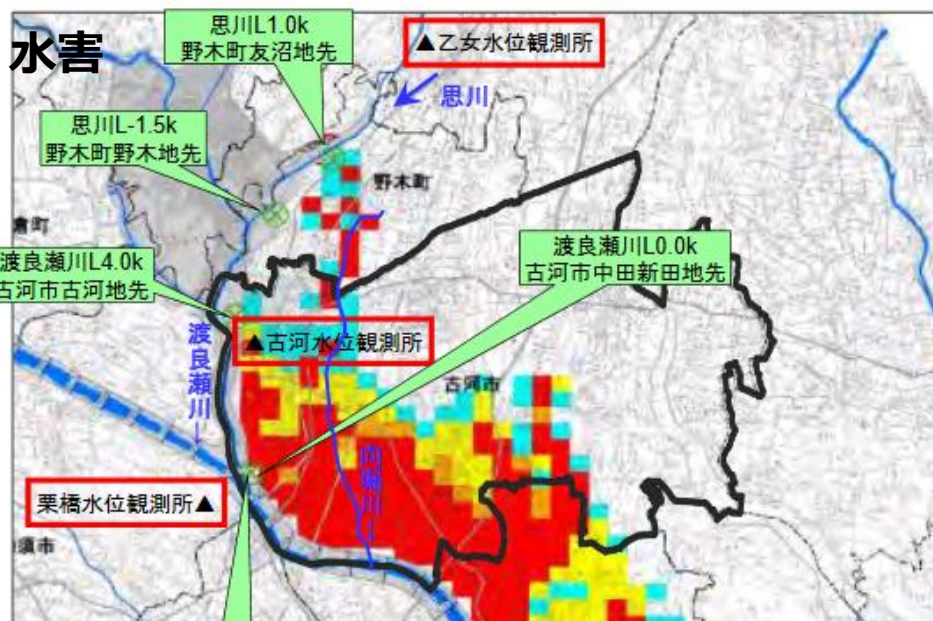
新設で調整するか待機児童等の状況で検討

少子化により既存園の定員で確保可能

4. 教育・保育施設等の避難情報発令時対応ガイドラインについて P21

令和2年10月5日に「古河市教育・保育施設等の避難情報発令時対応ガイドライン」を策定し、翌6日に認可外保育施設を含めて周知を開始したところです。

古河市の状況等



国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所平成29年資料より
国土交通省の作成した資料の参考として記載された利根川左岸、渡良瀬川左岸及び思川左岸で決壊した場合の、浸水継続時間の最大包絡をみると、市域の概ね1/3が堤防決壊後、7日間以上の浸水が継続されるとなっている。

避難情報

警戒レベル	市民がとるべき行動	避難情報等	発令機関
5	既に災害が発生している状況です。水害の場合、水の来ない高い場所に登るなど命を守るための最善の行動をとってください。	災害発生情報	古河市
4	対象地域のうち浸水想定区域内の全員が避難 速やかに避難所または水の来ない地域（ハザードマップの白い地域）に避難してください。	避難指示（緊急） 避難勧告	古河市
3	避難に時間を要する人（高齢者・障がいのある方・乳幼児など）とその支援者は避難所または水の来ない地域（ハザードマップの白い区域）へ避難を開始してください。	避難準備・高齢者等避難開始	古河市
2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等	気象庁
1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報	気象庁

4. 教育・保育施設等の避難情報発令時対応ガイドラインについて ^{P22}

保育所保育指針において、「緊急時の対応の具体的な内容等のマニュアルを作成すること」、「保護者等への連絡体制及び子どもの引き渡し方法等について確認しておくこと」等が定められており、**本指針に基づき、適切な対応が取ること**になっている。

臨時休園については

幼保連携型認定こども園等は、非常変災その他急迫の事情があるとき又は感染症の予防上必要があるときは、学校教育法施行規則等において、臨時に「授業を行わないことができる」等とされています。

一方、**保育所等については、その施設長、設置者等が自然災害発生時に臨時休園を行うことができる旨を定めた法令はない状況です。**

保育施設は臨時休園できないのか

厚生労働省は、保育施設等の役割が、家庭において必要な保育を受け難い乳幼児を預かることであることに鑑みると、臨時休園の判断は教育施設よりも慎重に行わなければならないものの、保育施設等であっても乳幼児の安全の確保のため、**施設長、設置者等の判断で臨時休園を行うことは妨げられていない**としています。

必要な対応は

利根川・渡良瀬川・思川が氾濫を起こすような大雨が降る可能性があり、全国的にも災害が頻発・甚大化するに伴い、**保育施設等の迅速かつ適切な判断が必要**となる。

行政として行うことは

行政が臨時休園等に係る一定の基準を示し、各施設が保護者等と合意形成を図ることで、子ども、職員、お迎えに来る保護者の安全を確保する。

4. 教育・保育施設等の避難情報発令時対応ガイドラインについて

(1)「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」による休園基準

【浸水想定区域外の場合】

警戒レベル (避難情報等)	保育施設等の対応	左記の対応をとるべき 保育施設等
警戒レベル5 (災害発生情報)	・当該日は、原則、休園とする。 ・保護者への休園の連絡	発令対象地域(住所)に所在する全ての保育施設等
警戒レベル4 (避難指示(緊急)、 避難勧告)		
警戒レベル3 (避難準備・ 高齢者等避難開始)		

【浸水想定区域内の場合】

警戒レベル (避難情報等)	音声メッセージ による洪水情報	保育施設等の対応	左記の対応をとるべき 保育施設等
警戒レベル5 (災害発生情報)	氾濫危険情報	・当該日は、休園とする。 ・保護者への休園の連絡	発令対象地域(住所)に所在する全ての保育施設等
警戒レベル4 (避難指示(緊急)、 避難勧告)			
警戒レベル3 (避難準備・ 高齢者等避難開始)			
	氾濫警戒情報	・当該日は、登園自粛要請日とする。	利根川・渡良瀬川・思川のいずれかの浸水想定区域内に所在する全ての保育施設
	氾濫注意情報		

4. 教育・保育施設等の避難情報発令時対応ガイドラインについて P25

(2)「開園時間中に発令」による避難等の基準

【浸水想定区域外の場合】

警戒レベル (避難情報等)	保育施設等の対応	左記の対応をとるべき 保育施設等
警戒レベル5 (災害発生情報)	・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、出来るだけ速やかなお迎えの依頼」を連絡。 ・屋内(園内)安全確保が不可能だと判断した場合は、避難所へ園児を速やかに避難させる。	発令対象地域(住所)に所在する全ての保育施設等
警戒レベル4 (避難指示(緊急)、 避難勧告)		
警戒レベル3 (避難準備・ 高齢者等避難開始)		

【浸水想定区域内の場合】

警戒レベル (避難情報等)	音声メッセージ による洪水情報	保育施設等の対応	左記の対応をとるべき 保育施設等
警戒レベル5 (災害発生情報)	氾濫危険情報	・施設で作成している避難確保計画に基づき対応する。 ・児童、職員及びお迎えに来る保護者の安全確保を第一とした対応をする。 ※避難確保計画未策定の浸水想定区域内の施設は策定すること。	利根川・渡良瀬川・思川のいずれかの浸水想定区域内に所在する全ての保育施設
警戒レベル4 (避難指示(緊急)、 避難勧告)			
警戒レベル3 (避難準備・ 高齢者等避難開始)	氾濫警戒情報		
	氾濫注意情報		

(3) 災害復旧や人命救助等に従事する保護者等への対応

災害発生状況下において社会的要請が強い防災や医療に従事する保護者の子どもを預かることにより災害対応を支援することや、被災された世帯の子どもを預かることにより当該世帯の再建を支援することも、児童福祉施設の重要な役割となっています。

子どもの安全を最大限確保することを第一とし、そのうえで、可能な限り市民の利用ニーズに応えるため、施設の安全確認を行い、保育従事者の安全と子どもを受け入れるための体制の確保に努め、**可能な限り対応すること**とします。

そのため、各保育施設等は、職種や各家庭の状況を把握し、対象児童の早めの避難など、**個別の対応について、保護者との合意形成を図るように努めること**とします。

保育施設等の対応基準を定め、運用判断は、子どもの安全を第一として、施設長が災害の規模や態様、停電等を含む施設の被害状況及び保育提供体制等を鑑み、臨機応変に対応することとしました。

避難情報発令時の対応について。

図が所在する場所(〇〇〇〇〇〇地区)に、気象に関する避難情報が発令されたとき

登園前	避難準備 気象庁等(避難情報)	原則、臨時休園とします。
登園中	避難準備 気象庁等(避難情報)	お迎えを依頼します。

〇〇〇〇〇〇地区の避難情報
「〇〇〇〇〇〇センター」です。

避難情報発令時の対応について。

図が所在する場所(〇〇〇〇〇〇地区)に、気象に関する避難情報が発令されたとき

登園前	避難準備 気象庁等(避難情報)	登園自粛要請日とします。
登園中	避難準備 気象庁等(避難情報)	避難確保計画に基づき、対応します。

〇〇〇〇〇〇地区の避難情報
「〇〇〇〇〇〇センター」です。

各施設が保護者に対し周知がしやすくなるよう左記の掲示物案を併せて送付しました。

災害時の対応力強化は、ガイドラインだけではなく、**複数の取り組みを組み合わせる必要があると考えています。**

今後、更なる展開を検討していきたいと考えています。